

(第19号議案)

中野区地球温暖化防止条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 表彰 (第15条)</p> <p>第5章 雑則 (第16条)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第3章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 地球温暖化防止対策審議会 (第15条・第16条)</p> <p>第5章 表彰 (第17条)</p> <p>第6章 雑則 (第18条)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 地球温暖化防止対策審議会 (中野区地球温暖化防止対策審議会)</p> <p>第15条 区内における地球温暖化防止対策の効果的な実施を図るため、区長の附属機関として中野区地球温暖化防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、区長の諮問に応じ、地球温暖化防止対策に関する重要な事項について審議し、又は調査する。</p> <p>3 審議会は、地球温暖化防止対策の充実に図るために特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第16条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。</p> <p>(1) 地球温暖化防止対策に関して識見を有する者</p> <p>(2) 地球温暖化防止対策を実施する事業者</p> <p>(3) 地域における地球温暖化防止対策の</p>

第4章 表彰

(表彰)

第15条 区長は、地球温暖化防止対策を積極的に実施する区民等又は事業者の表彰に努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

促進に携わる者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 表彰

(表彰)

第17条 区長は、地球温暖化防止対策を積極的に実施する区民等又は事業者の表彰に努めなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)